

2 安心して医療を受けられる環境を整える

(1) 地域における医療体制を確立する

●休日・夜間救急医療

現在の救急医療体制は、救急告示医療機関（いわゆる救急病院）制度が基本となっている。これを補完するため、区では、休日・夜間において入院を必要としない程度の救急患者に対応する初期救急医療等の充実を図っている。

1 初期救急医療など

練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）および石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日（年末年始を含む。）の昼間・準夜間および土曜日の準夜間に、内科・小児科の初期救急医療を実施している。

また、ニーズの高い15歳以下の小児初期救急医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間に実施している。

併せて、日大練馬光が丘病院（平成24年度からは公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院）および順天堂練馬病院に毎日午後5時から午後10時まで、島村記念病院に火・木曜日午後5時から午後8時まで小児初期救急医療事業を委託して実施している。

23年度の患者実績は日大練馬光が丘病院は3,380人、順天堂練馬病院は1,198人、島村記念病院は110人であった。

日曜・祝休日には区内6か所で休日診療当番医療機関を開設するほか、区内3か所で休日柔道整復施術事業を実施している。

また、休日夜間の急病患者に対する処方せん調剤に対応するため、練馬区休日・夜間薬局および石神井休日夜間薬局を開設している。

休日診療当番医療機関および休日当番接骨院の利用状況

平成23年度

区分	開設日数	受診者数	1日平均
	日	人	人
医科	71	5,720	80.6
歯科	9	94	10.4
接骨院	71	530	7.5

休日急患診療所等の利用状況

平成23年度

施設名	診療日数		受診者数	
	昼間	準夜間	昼間	準夜間
	日	日	人	人
[内科・小児科] 練馬休日急患診療所	70	366	6,013 (85.9)	6,235 (17.0)
石神井休日急患診療所	71	122	4,815 (67.8)	2,632 (21.6)
[小児科] 練馬区夜間救急こども クリニック 練馬休日急患診療所の 再掲	—	366	—	5,229 (14.3)
[歯科] 練馬歯科休日急患診療所	70	—	502 (7.2)	—
石神井歯科休日急患診療所	71	—	583 (8.2)	—

注：①昼間：午前10時～午後5時

準夜間：午後6時～午後10時（土・日・祝休日・年末年始）

午後8時～午後11時（月～金）

②受診者の（ ）内は1日平均

2 二次救急医療

入院を必要とする救急患者に対応する二次救急医療については、都が休日・全夜間診療や特殊救急医療の体制を整備している。

3 歯科救急医療

練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）および石神井歯科休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日に歯科救急医療を実施している。併せて、ゴールデンウィークと年末年始に歯科の休日診療当番医療機関を区内1か所に開設している。

●難病患者支援

難病とは、①原因不明、治療法が未確立であり、かつ、後遺症のおそれが高く②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病をいう。国では、臨床調査研究分野として130疾患の研究を奨励している。

都では、指定79疾患（国の指定56疾患を含む。）に対して医療費の公費負担を実施しており、所管の保健相談所で申請を受け付けている。このほかに、特殊医療として腎不全と血友病の医療費助成の申請も受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、平成4年度から都が実施している在宅難病患者医療機器貸付事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

心身障害者（児）と要介護高齢者に対する歯科診療を木曜と土曜に練馬つつじ歯科診療所で実施している。平成23年度の診療実績は診療日数97日、延べ治療件数は2,896件であった。

また、摂食・えん下機能に障害のある心身障害者と要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を実施している。診療方法は外来（第2・4火曜の午前9時～午後1時）と訪問（第1・3水曜の午前9時～午後1時）があり、23年度の実績は、診療日数70日（外来35日、訪問35日）、延べ治療件数は257件（外来102件、訪問155件）であった。

心身障害者（児）については、練馬つつじ歯科診療所で検査や予防に関する歯科相談を毎週土曜日に行っている。

●日本大学医学部付属練馬光が丘病院

昭和61年に区が誘致した「練馬区医師会立光が丘総合病院」は、平成3年4月から学校法人日本大学に経営を引き継ぎ「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発した。

経営を引き継ぐに当たり、区と日本大学との間で締結した基本協定において、同病院を地域医療の中心的機能と高度で専門的な機能を持ち、公的な目的と機能を果たす総合的な医療を提供する病院として維持、発展させることなどを取り決めた。

しかし、開設以来、長期にわたる支出超過による累積赤字等を理由に、24年3月31日をもって病院運営を終了した。

日本大学医学部付属練馬光が丘病院の規模や診療科目等はつぎのとおりである。

(1) 規模

敷地面積 9,513.72㎡、延べ床面積 17,488.89㎡
病床数 342床

(2) 診療科目

内科、循環器科、小児科、皮膚科、外科、心血管・呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、ペインクリニック（麻酔科）、神経内科、精神神経科、リハビリテーション科

日本大学医学部付属練馬光が丘病院利用状況 平成23年度

区分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	86,818	7,235
外来患者	196,990	16,416
手術	2,135	178
ICU・CCU	1,500	125
人工透析	751	63
救急患者	16,971	1,414

注：ICU（集中治療管理室）
CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

●順天堂大学医学部附属練馬病院

平成10年12月の東京都保健医療計画の改定により、区内での増床が可能になったことを受け、区は誘致方式による病院整備を進め、17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院が高野台三丁目1番に開院した。

区と学校法人順天堂との間で締結した基本協定において、①病床数は400床とすること、②重点医療は、救急・小児・災害時の医療、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物などに対する医療とすること、③内科、外科、小児科の24時間救急医療体制の確保、④区内医療機関との連携の実施、⑤区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などを取り決めている。

さらに、診療科目などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

順天堂大学医学部附属練馬病院の規模や診療科目等はつぎのとおりである。

(1) 規模

敷地面積 11,187.98㎡、延べ床面積 30,620.99㎡
※延べ床面積には、ハートビル法適用部分（723.26㎡）を含む。

病床数 400床

(2) 診療科目

内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、神経内科、メンタルクリニック（精神科）、小児科、小児外科、外科、脳神経外科、呼吸器外科、整形外科・スポーツ診療科、形成外科、皮膚アレルギー科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸科、放射線科、産科・婦人科、ペインクリニック（麻酔科）、リハビリテーション科

順天堂大学医学部附属練馬病院利用状況 平成23年度

区分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	141,445	11,787
外来患者	362,066	30,172
手術	5,200	433
ICU・CCU・NICU	4,023	335
人工透析	5,220	435
救急患者	17,060	1,422

注：ICU（集中治療管理室）
CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）
NICU（新生児集中治療管理室）

●公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

平成24年4月1日、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。区と公益社団法人地域医療振興協会との間で締結した基本協定において、病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす病院として区内の医療提供体制の向上を図るために開設するものとし、つぎの性格、機能を有するものとしている。①公的な目的と機能を持ち、救急医療、小児医療、周産期医療および災害時医療を重点として行う病院であること②高度で専門的および総合的な医療機能を持つ病

院であること③地域医療の中核的機能を持つ病院であること④医療連携を図るとともに区の地域保健医療施策に協力する病院であること。

さらに、区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の規模や診療科目はつぎのとおりである。

(1) 規模

敷地面積 9,513.72㎡、延べ床面積17,488.89㎡

病床数342床

(2) 診療科目

内科、循環器内科、小児科、精神科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科

●看護職員フェア

平成18年の診療報酬改定に際して、7：1看護体制（1日を通じて看護師1人に対して患者7人以内の配置）の診療報酬体系が創設され、大規模急性期病院を中心に、看護師の確保に向けた動きが激化した。このため看護職員不足が深刻な問題となっており、区内病院等も慢性的な看護師不足が課題となっている。

区では、区内病院の病床数維持と看護師不足を改善するため、潜在看護師を掘りおこし再就業につなげる場の提供として、20年度から看護職員フェア（就職説明会）を実施している。

23年度は2回実施し、これまでの通算7回の実績は延べ参加者数181人に対し、再就業者数46人に達している。

●災害時医療救護体制の確立

現在区内には、災害時の医療救護活動の拠点として、10の医療救護所、2つの災害拠点病院を含む21の後方医療機関がある。医療救護所では、区との協定に基づき医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会（以下「四師会」という。）が派遣した医療スタッフを中心に、トリアージや軽症者（緑）への応急処置、中等症者（黄）、重症者（赤）の後方医療機関への搬送が行われる。

区では、こうした医療救護体制を構築するために、平成18年7月に、四師会、災害時の拠点病院となる日本大学医学部附属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部附属練馬病院、都および区で構成する「練馬区災害時医療救護体制検討委員会」を立ち上げ、調査・検討を行い、課題を整理し、対策について報告書をまとめた。

これを受けて、昭和57年度から設置している災害医療運営連絡会の下に専門部会を設け、個別の課題について検討を行っている。

23年度は年4回の専門部会を開催し、医療救護所の開

設・運営体制の見直しおよび後方医療機関の役割分担などについて検討した。

また、四師会、順天堂大学医学部附属練馬病院と連携して、医療救護所訓練を2回実施し、医療救護所の立ち上げ、トリアージ訓練、備蓄物資の確認等を行った。

3 地域で福祉を支える

(1) 地域福祉活動との協働を進める

●練馬区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

練馬区社会福祉協議会は、(以下、区社協という。)ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営、共同募金への協力、区の福祉事業の受託など、公共性の高い民間非営利組織として活動しており、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、つながりのある地域づくりと地域福祉の推進という重要な役割を果たしている。

区社協の運営や財政基盤は、その活動内容や趣旨に賛同する区民や団体が「会員」になることにより支えられている。平成24年3月31日現在、個人会員3,935人、団体会員は271団体となっている。

区社協の行っている主要な事業は以下のとおりである。

1 相談業務

住民から寄せられる福祉に関するさまざまな相談に対して、情報提供や支援など総合的な対応を行っている。

2 ボランティア・地域福祉推進事業 (ボランティア・地域福祉推進センターの運営)

ボランティア活動をしたい方とボランティアを必要とする方を結ぶ接点として、ボランティア活動・市民活動に必要な研修会や講習会の開催、情報誌の発行などによる情報提供を行っているほか「小地域福祉活動」として、住民、地域団体等と協力して、地域の課題解決を図るための仕組みづくりやネットワークの構築を図る取組をすすめている。

また、光が丘、大泉、関町にもコーナーを開設し、ボランティア・地域福祉活動に関する相談に応じている。

3 権利擁護センターほっとサポートねりまの運営

権利擁護センターは、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援などを行っており、区における「成年後見制度推進機関」として位置づけられている。(96ページ参照)

4 在宅サービス事業

日常生活を営む上で手助けを必要とする区民に、有償で家事援助や介護援助サービスを行っている。23年度のサービス提供時間数は、4,901時間であった。また、

サービスを提供する協力員を常時募集し、23年度は5回の研修や講習会を実施した。

協力員登録状況 (24年3月31日現在) 188人 (男性21人、女性167人)

5 赤い羽根共同募金への協力

赤い羽根共同募金活動を東京都共同募金会練馬地区協力会として実施し、23年度は、区内の募金活動により集められた寄付金9,782,957円を東京都共同募金会に納付した。

6 歳末たすけあい運動募金

練馬区町会連合会、練馬区民生児童委員協議会および区社協が実施主体となり、歳末たすけあい運動募金を実施している。23年12月1日～31日の募金実績額は、16,036,640円であった。

募金活動により集められた寄付金を財源として、区内で福祉に関する事業を行なう団体の活動を支援するため、助成事業を行なっている。

7 生活福祉資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会からの受託事業)

低所得世帯、障害者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図る貸付手続きを行っている。(23年度実績 96件、121,162,834円)

8 総合支援資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会からの受託事業)

失業等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援を必要とする世帯を対象に、再就職までの間の生活資金等の貸付手続きを行っている。(23年度実績 34件、25,133,514円)

9 不動産担保型生活資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会からの受託事業)

所得の少ない高齢者が自宅の土地や家屋を担保に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活費や医療費の貸付手続きを行っている。(23年度実績 0件)

10 私立高等学校等入学資金貸付事業

生活保護世帯あるいはこれに準ずる生活困難な世帯を対象として、私立高等学校の入学に際し、入学資金に係る他の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合に入学金等の差額分の貸付相談を行っている。

11 受験生チャレンジ支援貸付事業 (練馬区からの受託事業)

一定所得以下の世帯の中学3年生・高校3年生の支援のために、学習塾の費用や高校、大学などの受験費用の貸付手続きを行っている。(23年度実績 276件、33,975,100円)

12 チェアキャブ運行事業

常時車いすを使用する障害者および高齢者の外出、